○名取市身体障害者住宅改造資金補助金交付要綱

平成７年３月３１日

名取市告示第１４号

（目的）

第１条　この要綱は、身体上の故障のため日常生活を営む上で支障がある身体障害者に対し、その者が居住する住宅を改造するために必要な費用の一部を補助することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

（補助金交付対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第２７条第１２項の規定により要介護者に該当しないと認められた者及び同法第３２条第８項の規定により要支援者に該当しないと認められた者のうち、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号の１級又は２級に該当するものとする。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象者が居住する住宅における次に掲げる箇所における改造に要する経費のうち、対象者の日常生活の利便が図られるものとする。

（１）　玄関、廊下、階段、居室、便所、浴室及び台所

（２）　その他特に市長が認めた箇所

２　次に掲げる経費は、補助対象経費としないものとする。

（１）　住宅の新築、改築又は増築等に併せて行われる改造（改造のための増築を除く。）

（２）　住宅の購入等に伴い行われる改造

（補助金の交付額）

第４条　補助金の交付額は、５０万円を限度とする。

２　前項の交付額について生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１４条第２号の規定に基づく住宅扶助（以下「住宅扶助」という。）を受ける場合には、５０万円を限度とする補助対象経費から住宅扶助の額を控除した額を交付するものとする。

３　補助金の交付は、１世帯当たり１回に限るものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（１）　工事見積書

（２）　改造前の状況を示す写真等

（３）　その他必要と認められる書類

（補助金交付決定）

第６条　市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　補助金の交付を受けた者は、補助対象事業完了後速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第８条　補助金の交付は、事業完了後とする。

（補助金の返還）

第９条　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

（２）　この要綱に違反したとき。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成８年１０月１６日告示第６５号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の名取市高齢者等住宅改造資金補助金交付要綱の規定は、平成８年１０月１日から適用する。

附　則（平成１２年３月３１日告示第１４号）

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年２月２７日告示第８号）

この告示は、平成１６年４月１日から施行する。